

平成29年度 第3回江津市農業委員会総会

日時：平成29年6月20日(火) 午前9時30分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 村重 大吾

譲渡人 横田 和子

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

1 水谷 義久

2 平野 康博

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

1 譲受人 多幾 喜世子

3 譲受人 嘉戸 義正

譲渡人 横田 忠義

譲渡人 一柳 幸枝

2 譲受人 本藤 茂

譲渡人 横田 忠義

第6 議案 第4号 非農地証明について

1 田中 敏文

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

資料No.1 江津市農業委員会親和会会計 平成28年7月収支決算(案)

資料No.2 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

資料No.3 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

○ 出席委員(21名)

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 3 番佐々木康規

4 番柳原良雄 5 番佐々木要 6 原田和徳

7 番河村博幸 8 番佐々木敏行 9 多田正哉

10 番井上清澄 11 番富金原義則 12 番植田勇治

13 番山田博 14 番益田孝雄 15 番佐々木英夫

17 番仲津和法 18 番高畑昌吉 19 番嘉戸晋太郎

20 番田代和秋 21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

係長浜松宏之

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成29年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長あいさつの後、議事進行をお願いいたします。

会長 ただ今より平成29年度、第3回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、二本木委員から欠席の報告がありました。佐々木康規委員と高畑委員が遅れておりますが、出席委員は21名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。日程第1の会議録署名委員の議事録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会長 異議なしと認め、議事録署名委員の指名は私から指名させていただきます。2番 崎谷 靖徳 委員、4番 柳原 良雄 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

農地法第18条第6項

会長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より一括報告をお願いします。

事務局 まず、今日お配りしました資料を確認して頂きたいと思ひます。総会の追加議案という事で、18条6項をあげております。それから、基盤強化計画の承認と、資料1は親和会会計の決算案です。次に資料2と3は、前回の会議におきまして、出しました資料でございますが、様式が変わった事がありまして差し替えという事でお配りしております。それでは、説明に入らせて頂きます。議案書の2ページと、追加議案の2ページになります。報告議案でございます。場所は松川町上河戸の田で合計4筆です。面積が3,781㎡でございます。賃貸人は田中妙子さん、大阪市平野区平野本町5丁目13番5号の方です。賃借人は有限会社スプラウトさんです。解約の届け出が6月1日でございます。成立は5月8日です。土地の引き渡し時期は5月15日という事で届

出が出ております。次に追加議案をご覧ください。場所は都治町 978 番 1、田で面積が 130 m²です。賃貸人は郷原豊さん、都治町 709 番地 5 の方です。賃借人はリセラファームさんです。解約の届け出が 6 月 12 日、解約成立日も同じく 6 月 12 日で、土地の引き渡し時期が 6 月 19 日という事で、合意解約が出ております。以上でございます。

会 長 皆さん分かりましたでしょうか。追加議案についても評議という事です。ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご質問等が無いようであります。この件については報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地法 第 3 条

《 敬川町 》

会 長 日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。位置図は 1 ページになりますので、そちらをご覧ください。土地の所在は敬川町 1713 番 1、1714 番 1、1715 番 2 の 3 筆です。すべて登記簿現況ともに畑でございます。面積は合計 3,282 m²で、権利の種別は 3 条の有償移転です。譲渡人は横田和子さん、和木町 473 番地 3 メゾン和木 A102 号室の方です。申請事由としましては、譲渡人は高齢のため、申請地を耕作していないので譲受人に譲渡するという事です。譲受人は村重大吾さん、嘉久志町イ 1705 番地 3 の方です。譲受人は申請地を取得して、柿・みかん・いちじくを植樹して生産したいという事でございます。受入世帯の稼働人員は 3 人中 3 人でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり 750 千円、担当委員は富金原委員です。3 条の要件であります下限面積に満たしておりますので、特に問題はございません。以上でございます。

会 長 それでは、富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 位置図の方から説明をさせていただきます。位置図を見て頂きますと、左側に

は県道下府江津線が通っており、下へ行くと有福方面で上には国道 9 号線が通っております。右側は二宮方面で左側は敬川八幡宮へ突き当たる、右上から左下へ斜めに通った道があります。この中間辺りに敬川公民館がありまして、そこから西へ約 100m 行った所に横田さんという家があります。昔からの敬川の地主さんでございますが、現在は誰も住んでおりません。先月、横田さんの左側の場所を非農地証明させて頂いた所でございます。今回はその東側になります。村重さんは和木の方で農業をされていると聞いております。ここは現在、大きな雑木が生えておりまして畑としての農業は難しいのではないかと思います。見てみましたらある程度、木を整理して取り除いたりしておられました。そのようなことで柑橘類等を植えたいという事でございます。このまま放っておくより良いのではないかと思います。以上でございます。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 渡津町 》

会 長 　日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の流委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページの番号 1 になります。場所の方は位置図の 2 ページになりますので、そちらをご覧ください。農地の所在ですが、渡津町 102 番 12、登記簿は田で現況は畑となっております。面積は 94 ㎡です。申請人は水谷義久さん、渡津町 185 番地 5 で職業は農業の方です。転用目的は進入路を作りたいという事です。理由としましては、住宅を建築するにあたり、消防法により進入路が必要になり、造成しコンクリート舗装して道路として利用すると言

う事でございます。申請人は神移行政書士さんで、担当委員は流委員です。工期は平成29年4月からという事で、既に進入路は完成しております。その関係で始末書が出ております。4条に係りませ法律上、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、流委員、調査結果の報告をお願いします。

21番委員 それでは、位置図の方から説明をさせていただきます。こちらは、渡津町の長田地区になりますが、9号線より約1キロの辺りです。長田ふれあい館とありますが、これは旧公民館です。この公民館の真後ろに水谷さんの家がありまして、点線になっているのは路地です。ふれあい館から10mくらいの市道がありまして、そこを山手に向かって突き当たりを曲がると現地があります。現在は畑ですが、元は田んぼです。周りに迷惑をかけることは無いと思います。よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 都治町 》

会 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の河村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページの番号2になります。場所の方は位置図の3ページをご覧頂きたいと思ひます。農地の所在ですが、都治町724番3、登記簿現況ともに田でございます。面積は272㎡です。申請人は平野康博さん、都治町886番地1で会社員の方です。転用目的は太陽光発電施設を設置したいという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、担当委員は河村委員です。工期は許可のあった日から平成29年8月31日までに行いたいという事でございます。

す。法律上、特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、河村委員、調査結果の報告をお願いします。

7 番委員 それでは、位置図を説明させていただきます。位置図の左側真ん中下の辺りから右へ道路が通っておりますが、これは県道大田井田江津線でございます。この道は浅利から入って来まして、都治、波積、井田へ出る線でございます。カーブがありますが、ここが波積の境になります。カーブから約 200m手前の左側が現地に当たります。この斜線の上が平成 27 年 12 月に農地法第 4 条で太陽光発電設置の許可を頂いた場所でございます。このたび、もう少し拡大したいという事で、農地転用をして申請を出した訳でございます。近隣の環境問題に関しては、特に問題は無いと思います。どうかよろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

19 番委員 この件に限った事ではありませんが、昨日の新聞に太陽光発電の認定を、4 月頃に中国五県でしたものは 3 万 2 千件失効になっていると出ていました。こういったことは関係ないのですか。個人で申請して 4 月頃に申請したものがみんな失効になっていると書いてありましたが、それは差し支えないですか。

7 番委員 そういった問題は無いと思いますが。

事務局 経産省からの認定をもらっておりますので、実行されているという所でございます。

9 番委員 多いですね。この制度が始まってから事業を実施しないで、そのまま投げたものを失効にしたのだと思います。私の所もそういった事がありまして、通知が来ました。この度で失効になりますと。

19 番委員 昨日の新聞で、大きな見出しで出ていましたので。

会 長 失効という事は、申請してもされなかったという事ですね。

9 番委員 そうですね、やらなかったので期限切れでという事です。今まで認めた物を無しにするという通知です。

19 番委員 それで新たにこういうものが、申請して認可になるのかどうかと思っております。

9 番委員 認可したけれど、いつまでも工事に係らなかったからでしょう。それは、何年も経っていたのだと思いますよ。

会 長 事務局、工事完了届け等が出てくるかと思いますが、その辺りの監修をよろしくお願いいたします。

事務局 はい。わかりました。

9 番委員 参考までですが、私の場合は子供達が景観上良くないので、やめてくれと言うので、調整をしたのだが調整がつかないので、とうとう工事もしないままになってしまいました。こういったものが出来ると確かに景観上は良くないかと思えます。そういった事も中にはあるという事です。

会 長 他に何か質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 敬川町 》

会 長 日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページの番号 1 になります。位置図の方は 4 ページをご覧ください。農地の所在は敬川町 1335 番 3、登記簿現況ともに畑でございます。面積は 47 m²です。権利は所有権の移転という事でございます。譲渡人は横田忠義さん、大分県杵築市山香町大字野原 1618 番地 1、無職の方です。譲受人は多幾喜世子さん、和木町 432 番地 5、無職の方です。転用の目的は個人住宅という事でございます。転用理由としましては、申請地に居宅を建築して利用するものであるという事でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり 11,914 千円です。担当委員は富金原委員で、工期は許可のあった日から平成 30 年 2 月末日までにという事でございます。法令上、許可条件等を見ましたが、特に問題はございませんでした。47 m²というのは農地部分だけの事ですので、全体の面積ではありません。ご承知頂きたいと思いま

す。以上でございます。

会 長 それでは富金原委員、調査結果の報告をお願いします。

11 番委員 位置図の方ですが、上の方にあるのが国道 9 号線です。南へ進みますと真ん中あたりに道路がありまして、この道路に沿った所にある敷地でございます。コメリホームセンターより南に入って行きます。これは昔、桃山道路と言っておりまして、最初の交差点を東に 200mほど向かって行きますと申請地がございます。横田さんは大分県におられまして、譲受人の多幾さんはここへ住宅を建てたいという事で、周囲は既に住宅になっております。空き地等もありまして、もう農地としては利用できないと思います。幅が 2m くらいで奥行きは 10m くらいです。それが今回、2 筆ほど申請が出ていまして、次の案件になる訳ですが、一つは本藤さんへの進入路という事です。現在も道路はありますが、狭いという事で 2m くらい広げて進入路にしたいという事で、その残りを多幾さんが一緒に買われて、自分の所の敷地にしたいというような事がございます。多幾さんは個人住宅を建てるという事がございます。本田さんという方が子供さんのようでして、一緒に住みたいという事がございます。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の富金原委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページの番号 2 になります。位置図の方は 4 ページをご覧ください。農地の所在は敬川町 1334 番 3、登記簿現況ともに畑です。面積は 49

m²で、権利は所有権の移転でございます。譲渡人は先程の横田忠義さんです。譲受人は本藤茂さん、江津市敬川町 1453 番地、無職の方です。転用目的は進入用道路という事でございます。理由としましては、申請地を市道から自宅に続く進入用道路として利用したいという事でございます。申請人は本藤行政書士さんで、対価は 10a あたり 12,040 千円です。担当委員は富金原委員で工期は許可のあった日から平成 29 年 12 月末日までの予定です。許可要件、立地条件に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは富金原委員、説明をお願いします。

11 番委員 先程と同じ通りでございますが、位置図の 1334 番 3 の隣に点線で道がありますが、これは現在本藤正男さんが使っております私有道となっております。その進入路が狭いという事で、接している 1334 番 3 を取得されるという事です。もう畑も作っておられませんし、みなさんが駐車場のように使っておられました。そういった状況でやむを得ないのではないかと思います。以上でございます。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 5 ページの番号 3 になります。位置図の方は 5 ページをご覧ください。場所は嘉久志町イ 482 番地 1、登記簿現況ともに田です。面積は 167 m²という事でございます。権利は所有権の移転です。譲渡人は一柳幸枝さん、

東京都足立区足立四丁目 4 番 5 号、無職の方です。譲受人は嘉戸義正さん、川平町平田イ 330 番地無職の方です。転用目的としましては、駐車場にしたいという事でございます。申請人は木原行政書士さんで、対価は 10a あたり 5,988 千円でございます。担当委員は原田委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 12 月 31 日までという事でございます。立地要件、許可要件について調べましたが特に問題はありませんでした。以上でございます。

会 長 それでは原田委員、調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 それでは、説明をさせていただきます。場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。少し分かりづらい所ですが、国道 9 号線から中央公園に入る直線道路がありますが、それが左上の方からの道になりまして、地場産へ入る道になっています。9 号線から来ますと信号機が二つありまして、県道嘉久志インター線と書いてあります下の二つ目の信号機は右に曲がりますと、高速に入る交差点になります。その手前の一つ目の信号機を南に入っていきますと、これは、古い道になりますが高架を二つほどくぐった先の左手に今回の申請地があります。現状を確認しましたら、草刈りもしていない農地としては利用していない場所で、特に問題はないかと思えます。木原行政書士へ一点ほど確認をしましたら、申請地近くの滝本英勝さん宅は空き家で住まわれておらず、このお宅を嘉戸さんが購入して、その前の申請地を駐車場として利用したいという事ございました。嘉戸さんは現在、川平町の住所になっているのですが、滝本さん宅を購入されてここに住む計画をされているようですが、駐車場が無いので今回の申請地を駐車場として使いたいというような話でした。問題は無いかと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 については、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 日程第 6、議案第 4 号、「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員及び隣接委員の仲津委員と佐々木英夫委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は最後の 6 ページになります。位置図は 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧頂ければと思います。場所は嘉久志町イ 794 番 1 とイ 795 番の 2 筆です。登記簿は田で現況は山林となっております。面積は合計 221 ㎡でございます。非農地証明をして下さいとの事です。所有者は田中敏文さん、嘉久志町イ 1237 番地 20 の方です。非農地の事由としましては、昭和 40 年月日不詳より耕作しておらず長期間耕作放棄したため自然潰廃し、雑木等が繁茂し農地の復旧が困難になった山林という事でございます。申請人は本人さんで、担当委員は原田委員です。隣接委員は仲津委員さんと佐々木英夫委員です。以上でございます。

会 長 それでは、担当委員と隣接委員から調査結果の報告をお願いします。先に原田委員よりお願いします。

6 番委員 場所は位置図の 6 ページをご覧ください。左上から道が走っておりますが、バイパス入口から島の星クリーンセンターの方へ上がって行く道が、斜めに走っています。中央部辺りから下って行くのですが、産業廃棄物処理場が少し上がって行くとありまして、この産業廃棄物を置く用地を拡大したいという事で非農地証明の申請をしたいという話でした。こちらは、2 年前の平成 27 年 6 月 22 日の農業委員会で、隣接地ですがこの時は嘉久志町の西川さんという方が所有者で申請が出されています。その時は西川さんが行っても分からないだろうから自分が案内すると言われて、2 年前の 6 月 21 日の午後 1 時から、仲津委員と佐々木委員と西川さんの四人で見に行った経緯があります。島の星を上げて車で通れる道から、山道と言いますか 10 分から 15 分くらいずっと下って降りた谷が田んぼだと。その時も近くまで行って、この下なのですよと言う説明で、ほとんど田んぼや畑として利用できない場所で、山林化しております。2 年前も確認した場所です。今回も仲津委員と佐々木委員と、日時を合わせまして見に行きましょうと話をしたのですが、三人が合う時間が無くお互

い個別に確認するという事になりました。6月15日に入口まで行って草等で下まで下りられない状況で、上から確認したという状況です。写真で見られるように、ほとんど雑木が生えておりまして、谷の一番下の方になりますので、農地としては利用価値が無いような場所です。非農地として問題は無いのではないかと思います。以上です。

会 長 次に、仲津委員お願いします。

17番委員 はい。14日に原田委員から色々と本人が調べられた報告等を受けまして、個人個人で現地を確認しようという事になりました。私も15日に道路から100mほど下りて見ましたが、これ以上は前回と同じで、更に道も厳しくなっておりまして上から見た程度で終わりました。今回出ておりますイ794番1があります。前回に非農地証明をされました西川さんの1筆がイ794番でしたので、その隣になると解釈をしております。以上です。

会 長 次に、佐々木英夫委員お願いします。

15番委員 先程、両委員が言われましたように、この申請地につきましては、2年前に三人と西川さんの四人で現地確認をした経緯がございます。私も16日に現地近くまで、中までは入れませんでしたけれど確認をしました。周辺の環境は2年前の通りで、全く変わっていないという確認をいたしました。両委員が言われましたように、産業廃棄物処理場の拡大のためという事でございますので、特に問題はないかと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について何かご質問等はありませんか。

12番委員 一点ほど確認なのですが、産廃処理上の拡大という事ですが、現況写真を見ますと溝川のようなものが写っており、水路がこの谷を走っているのだらうと思います。当然、産廃の方で水路の水質問題等クリアされている前提だと思えますが、その辺りは農地を預かる立場として、事務局の方で何か確認あるいは聞かれておられたら教えて頂きたい。直接的な事ではありませんが、水路があるようなので心配だなと思ひまして。

会 長 事務局、この件についていかがですか。

事務局長 よろしいでしょうか。丁度、この下が私の家になるのですが、年に一回程は井戸水の調査を産廃業者がされて報告もありますので、その辺りはきちんと地

元や自治会で対処されておられます。

12 番委員 わかりました。

会 長 他に質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 7、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 今日、お配りしました農業経営基盤強化促進法に基づく利用権集積計画の承認についてをご覧頂きたいとおもいます。まず、1 ページの所でございます。全部新規という事でございます。場所は桜江地区の谷住郷と田津、江津地区におきましては、松川町上河戸と下河戸と市村という事でございます。全部で新規が 32,431 ㎡でございます。次のページをご覧下さい。こちらは全部、しまね農業振興公社に利用権設定という事で、農地中間管理事業でございます。番号 1 です。松川町下河戸 470 番 4、田で 1,210 ㎡です。利用権を設定する者が原田五十枝さんです。次に番号 2、桜江町谷住郷が 2 筆ございます。田で合計 1,425 ㎡です。利用権を設定する者が丸山由紀子さんです。次に番号 3、桜江町谷住郷が 4 筆ございます。田で合計 4,855 ㎡です。利用権を設定する者が岡本博さんです。3 ページをご覧下さい。番号 4、桜江町谷住郷が 2 筆ございます。田で合計 2,503 ㎡です。利用権を設定する者が金川芳香さんです。次に番号 5、桜江町谷住郷 1315 番 1、田で 2,717 ㎡です。利用権を設定する者が岡本勝さんです。次に番号 6、桜江町谷住郷が 2 筆ございます。田で合計 2,558 ㎡です。利用権を設定する者が松島進さんです。4 ページをご覧下さい。番号 7、桜江町谷住郷 1311 番 11、田で 507 ㎡です。利用権を設定する者が岡本良枝さんです。次に番号 8、桜江町田津が 3 筆ございます。畑で合計 4,618 ㎡です。利用権を設定する者が岡本静子さんです。次に

番号 9、桜江町田津 184 番 1、畑で 1,389 ㎡です。利用権を設定する者が坂本千耶子さんです。5 ページをご覧ください。番号 10、桜江町田津 184 番 4、畑で 871 ㎡です。利用権を設定する者が久保瑞恵さんです。次に番号 11、桜江町田津 185 番 2、畑で 599 ㎡です。利用権を設定する者が河崎敏文さんです。次に番号 12、松川町上河戸 146 番、畑で 59 ㎡です。利用権を設定する者が森田勝治さんです。6 ページをご覧ください。番号 13、松川町上河戸 55 番 1、田で 928 ㎡です。利用権を設定する者が柳原佐知子さん、克守さんです。次に番号 14、桜江町田津 184 番 3、畑で 1,237 ㎡です。利用権を設定する者が坂根直幸さんです。次に番号 15、桜江町田津が 2 筆ございます。畑で合計 1,092 ㎡です。利用権を設定する者が坂根庄司さんです。7 ページをご覧ください。番号 16、桜江町田津 185 番 4、畑で 430 ㎡です。利用権を設定する者が坂根豊彦さんです。次に番号 17、桜江町田津 180 番 1、畑で 611 ㎡です。利用権を設定する者が千代延賢司さんです。次に番号 18、桜江町田津 674 番 5、畑で 1,451 ㎡です。利用権を設定する者が大橋博子さんです。8 ページをご覧ください。番号 19、松川町市村が 2 筆ございます。畑で合計 799 ㎡です。利用権を設定する者が青木芳朗さんです。次に番号 20、松川町下河戸 60 番、田で 714 ㎡です。利用権を設定する者が湯浅ハルミさんです。次に番号 21、松川町上河戸 59 番 1、田で 413 ㎡です。利用権を設定する者が桂欣子さんです。9 ページをご覧ください。最後になります番号 22、松川町下河戸が 3 筆ございます。畑で合計 1,445 ㎡です。利用権を設定する者が田中繁實さんです。いずれも農地中間管理事業で計画予定が出ております。年数につきましても、いずれも 10 年 6 ヶ月となっております。10 aあたりの賃借料につきましても、水張面積にもよりますが計算した結果、このようになっています。以上でございます。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について何かご質問等はありませんか。

12 番委員 番号 1 だけ賃借料が書いていないのですが。

事務局 番号 1 は、使用貸借となっております。

12 番委員 わかりました。

会 長 他に質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。計画のとおり、承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって意見第1号については承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 その他については、総会終了後、行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたします。これをもちまして、第3回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、7月18日、火曜日、午前3時30分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員